

---

令和4年 第3回 (定例) 吉 賀 町 議 会 会 議 録 (第5日)

令和4年9月29日 (木曜日)

---

議事日程 (第5号)

令和4年9月29日 午前9時11分開議

- 日程第1 認定第1号 令和3年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 令和3年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第4号 令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第5号 令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第6号 令和3年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第7号 令和3年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第8号 令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第9号 令和3年度吉賀町水道事業会計決算認定について
- 日程第10 議案第55号 令和4年度吉賀町一般会計補正予算 (第3号)
- 日程第11 同意第3号 吉賀町教育委員会委員の任命同意について
- 日程第12 閉会中の継続調査について
- 日程第13 議員派遣の件について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 令和3年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 令和3年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第4号 令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第5号 令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第6号 令和3年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第7 認定第7号 令和3年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
 日程第8 認定第8号 令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について  
 日程第9 認定第9号 令和3年度吉賀町水道事業会計決算認定について  
 日程第10 議案第55号 令和4年度吉賀町一般会計補正予算（第3号）  
 日程第11 同意第3号 吉賀町教育委員会委員の任命同意について  
 日程第12 閉会中の継続調査について  
 日程第13 議員派遣の件について

出席議員（12名）

1番 桜下 善博君	2番 村上 定陽君
3番 三浦 浩明君	4番 桑原 三平君
5番 河村由美子君	6番 松蔭 茂君
7番 河村 隆行君	8番 大庭 澄人君
9番 藤升 正夫君	10番 中田 元君
11番 庭田 英明君	12番 安永 友行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 増本 健治君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 岩本 一巳君	副町長 …………… 赤松 寿志君
教育長 …………… 中田 敦君	教育次長 …………… 大庭 克彦君
総務課長 …………… 野村 幸二君	企画課長 …………… 深川 仁志君
税務住民課長 …………… 榎木 昭典君	保健福祉課長 …………… 中林知代枝君
医療対策課長 …………… 永田 英樹君	産業課長 …………… 堀田 雅和君
建設水道課長 …………… 早川 貢一君	柿木地域振興室長 …………… 山根 徳政君
出納室長 …………… 村上 恵君	

---

午前9時11分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、ただいまお手元に配付したとおりです。

最初に、日程に入る前にお諮りをいたします。議員の皆様には朝礼で説明をしたところでございますが、先日9月14日の一般質問において、1番、桜下議員から、一部不都合な発言があったので取り消したいという申出がありました。お諮りをします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。したがって、桜下議員からの発言の一部は、会議録及びCATVから削除することに決定をいたしました。

それでは、日程に入る前に、町長より発言を求められておりますので、これを許します。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めて、おはようございます。定例会最終日でございます。どうかよろしく願いいたします。

冒頭のところで、私のほうから2点だけ御報告を含めて御挨拶をさせていただきたいと思えます。

まず1点目は、去る9月の19日月曜日でございますが、最接近いたしました台風14号についてでございます。

今回の台風につきましては、これまでに経験したことのない被害をもたらすことが早くから報道されておりましたので、島根県及び松江地方気象台からの情報を基に、18日の日曜日の朝開催いたしました町の対策会議を経まして、この日の午後4時に災害対策本部を設置をし、20日火曜の朝まで都合3日間、警戒待機に当たったところでございます。

アメダスによります、町内での気象状況を御報告をしておきたいと思えます。

まず、降り始めからの総雨量につきましては、町内で一番多いところで283.5ミリでございました。最大瞬間風速につきましては、29.3メートルでございました。

それから、河川につきましてもかなりの水位があったということでございまして、観測点でございませ連担地の下の六日市の塔尾橋では、避難判断水位を超えております。それから、柿木の連担地にあります相生橋でございます。こちらにつきましても、氾濫注意水位を超過をしたところでございます。

避難所につきましては、全町に対して時間的なタイムラグがございましたが、最終的には全町

に対しての避難指示を発令しました関係で、町内5か所に避難所を設置をさせていただきまして、加えて六日市の保健センターには、新型コロナウイルス感染症対策、感染者並びに濃厚接触者専用の避難所を設けて対応させていただきました。

一番多いときで申し上げますと、132名の避難者がおられました。それとは別に、各地域におきましては、町内7か所で自主避難所も設置をさせていただきまして、役場が把握をしている情報では、51名の皆さんが自主避難所のほうへ避難をされたとの情報でございます。

それから、非常備消防の消防団についてでございます。団長、副団長につきましては、我々と一緒に災害対策本部のほうへ常駐をさせていただきまして、協議をしながら警戒活動に従事をしていただきました。出動人員は63名、出動車両につきましては16台、それぞれ担当分団内の巡回と、場所によっては土のうを積んだり、あるいは倒木などの除去作業等に精力的に対処していただいたということでございます。

それから、今回の台風による被害でございます。27日火曜日、一昨日の夕刻の時点で資料を調製したものを、本日速報として配付をさせていただいております。タブレットの中にも、その中のほうへカラー刷りのものが入っているかと思いますが、こちらのほうはまた後ほどゆっくり見ていただくということにさせていただきまして、私のほうから概略だけ申し上げておきたいと思っております。

まず、人的被害につきましては、幸いにしてございませんでした。

それから、住家につきましては、床下浸水が6棟でございました。それから、農地につきましては、田畑、田んぼ・畑の合計で、流出あるいは埋没が11ヘクタール、冠水につきましては、22.7ヘクタールでございました。

それから、小学校・中学校などのいわゆる文教施設でございますが、これにつきましては、雨漏りなどによりまして4か所が被災をしております。

それから、公共インフラについてでございます。

まず、道路関係でございますが、町道と林道につきましては53か所、河川で申し上げますと、5か所の被災となっております。道路につきましては、冠水や倒木によって一時通行止めとなりまして、孤立集落も発生いたしました。現状で孤立集落はございませんが、町道初見河津線におきましては、今なお規制をかけているような状況でございます。

この線におきましては、路肩の崩壊によって通行止めの措置をとっておりますので、初見方面からの通行ができない状況でございます。現在、林道河津折元線を迂回路として対応していただいて、大変御不便をおかけをしている状況でございます。

河川につきましては、数か所で堤防からの越水がございましたが、現在はそのような状況の箇所はございません。

このほかに、体育施設、基幹集落センター、公民館、あるいは福祉施設など、6か所での雨漏りの被害がございました。

農業被害につきましては、特にハウスの被覆損傷などで8件ということになっております。現在も調査中でございますので、これから今申し上げました箇所数がまだ増えてくる可能性は十分ございますが、また折に触れ、報告をさせていただきたいと思っております。

まだまだ台風シーズンの真ただ中、むしろこれからが多い時期でございますので、今後も引き続き緊張感を持って危機管理対策を行ってまいりたいと思っております。

次に、2点目につきましては、今回追加という形で上程をさせていただきます議案についてでございます。2つの議案を準備させていただきました。1つは一般会計補正予算、もう一つは任命同意を求める人事案件でございます。

補正予算につきましては、先ほど台風被害のところで申し上げましたように、町道初見河津線の復旧工事に関わるものでございます。とりわけこの路線につきましては、集落にとっては唯一の生活路線でございます。やはり一番懸念をされるのは、これから寒い時期を迎えて雪が降る前のところで、どうか対策を講じたいというふうにご考えておるところでございます。取り急ぎ予算措置をお願いするものでございます。

それから、人事案件につきましては、教育委員会教育委員の任期満了に伴うものでございます。

いずれの議案につきましても、慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。私のほうからの冒頭の御挨拶並びに御報告とさせていただきたいと思っております。本日はどうかよろしく願いいたします。

---

**日程第1. 認定第1号**

**日程第2. 認定第2号**

**日程第3. 認定第3号**

**日程第4. 認定第4号**

**日程第5. 認定第5号**

**日程第6. 認定第6号**

**日程第7. 認定第7号**

**日程第8. 認定第8号**

**日程第9. 認定第9号**

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまから日程第1に入ります。日程第1、認定第1号令和3年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第9、認定第9号令和3年度吉賀町水道事業会計決算認定についてまでを一括議題とします。

なお、討論、採決については、認定議案ごとに行いますので御承知ください。

それでは、決算審査特別委員会からの報告を求めます。3番、三浦決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（三浦 浩明君） それでは、令和3年度決算審査特別委員会審査報告書ということで報告させていただきます。

令和4年9月26日、吉賀町議会議長安永友行様。決算審査特別委員会委員長三浦浩明。

令和3年度決算審査特別委員会審査報告書。令和3年度吉賀町各会計歳入歳出決算審査について、総務常任委員会、経済常任委員会より各3名の合計6名の委員を選出し、別表1のとおり決算審査特別委員会を設置した。

令和4年9月20日から9月26日までの間において委員会を開催し、審査した。その結果を会議規則第77条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記。

審査案件。1、令和3年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について。2、令和3年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について。3、令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、4、令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。5、令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。6、令和3年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について。7、令和3年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。8、令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。9、令和3年度吉賀町水道事業会計決算認定について。この9点であります。

審査日は令和4年9月20日、建設水道課、産業課、柿木地域振興室でのヒアリングを行いました。令和4年9月21日、税務住民課、教育委員会、総務課、保健福祉課（医療対策課）のヒアリングをしております。それから最後に、令和4年9月22日、企画課とのヒアリングを行っております。9月26日は、特別委員会でのまとめということで御理解ください。

2ページ目に移りまして、決算審査の着眼点、審査のポイント、これは例年どおりなので、お読み取り頂ければと思います。

次に、審査意見として述べたいと思います。

まず、共通のところ①②③と3点ありますが、①として、新型コロナウイルス感染症や自然災害への対応のため、管理職員をはじめとする職員の時間外勤務が増加し、一部は時間の上限を超過している。職員の健康管理の面からも、規則に定められた対応を徹底すること。

②各種の補助金や助成金等については、制度の趣旨に基づき、最大限の効果が発揮できるよう事業の実施方法を考慮されたい。

③生活困窮対策の給付金等については、全て受給対象者が給付を受けられるよう、適切に対応

されたい。

次に、総務課、2点あります。

①ふるさと応援寄附金の増加は評価に値するが、制度がさらに拡大されるよう、関係課が連携を密にし、積極的な事業展開をされたい。

②防災無線施設の更新事業が完了したが、屋外スピーカーの音声が聞き取り難い地域がある。命を守る情報が全ての住民に確実に届くよう、瑕疵条項の確認も含め、運用面で検討されたい。

次に、3ページ目で、企画課、2点あります。

①地域公共交通網整備計画に基づく交通体系の見直しについて、前倒しに変更できるものは変更し、また変更後に効果が見えないのものは再検討するよう、スピード感をもって対応されたい。

②観光協会はさらなる活性化が図られるよう、事務所の設置場所も含め、検討すること。

次に、税務住民課、2点あります。

①斎場について、コロナ後の葬儀を想定しながら、改良の希望が多いトイレを早急に改修されたい。②外国人とのコミュニケーションづくりで研修会等の実施は評価できるが、住環境整備にも積極的に取り組まれたい。

次に、保健福祉課、1点です。

①人口の減少と高齢化の進行で、国民健康保険等の保険料の減少が想定される。将来を見据え、持続可能な制度を構築されたい。

次に産業課、2点あります。

①地域おこし協力隊の活動について、当該産業の振興はもとより、地域の活性化も図られるよう制度設計されたい。②今後増大することが懸念される耕作放棄地について、関係機関と連携し、早急に対応策を検討すること。

次に、建設水道課、3点あります。

①災害で被災した道路・水路への迅速な対応は高く評価できる。今後とも、2次災害の拡大を防ぐ意味でも、早急な対応を期待する。②上下水道事業について、施設の更新を見込んだ経営戦略を策定し、長期的に持続可能な事業経営ができるよう検討されたい。③河川管理においても、河床や堤防で著しく成長した草木や、度々の豪雨によって堆積した土砂で、多くの場所で河川断面が狭窄している。県と協議し、河川リフレッシュが早期に完了できるよう調整されたい。

最後、4ページ目に移ります。

柿木地域振興室、2点ありまして、①小水力発電は自主財源確保に重要な施設であり、一般会計への繰出金を600万円増額したことは評価に値する。今後とも十分に保守点検し、引き続き適正な維持管理に努められたい。②ふれあい会館のレジリエンス強化工事が完了した。今後、費用対効果を検証すること。

最後に、教育委員会、3点ありまして、①学力向上については、改善が見られ評価できるが、引き続き取り組みを継続強化されたい。②文化財の維持管理について、一部の案内板や看板に機能を損失したのが見られる。文化財本体はもとより、附帯施設の整備も早急に実行されたい。③吉賀町の教育シンボルとも言えるサクラマスプロジェクトについて、全ての関係機関、関係者で共有し、統一の目標となるよう取り組まされたい。

以上、本委員会に付託された案件を審査した結果、上記の意見を付して全案件を原案どおり認定することに決定しました。

なお、指摘事項に対しては、改善状況や執行事例及び次年度予算にどのように反映され改善したのか、議会に文書で報告されるよう要請します。

最後には、別表1とありますが、特別委員会の名簿をつけて報告とします。

以上、終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、決算審査特別委員長からの報告が終わりました。

日程第1、認定第1号令和3年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第9、認定第9号令和3年度吉賀町水道事業会計決算認定についてまで、委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。

なお、質疑は議案番号を示してお願いをいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより、認定第1号から認定第9号まで、おのこの採決を行います。

日程第1、認定第1号令和3年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第1、認定第1号令和3年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。



日程第2、認定第2号令和3年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第2、認定第2号令和3年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をしました。

日程第3、認定第3号令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第3、認定第3号令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をしました。

日程第4、認定第4号令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第4、認定第4号令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報

告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をしました。

日程第5、認定第5号令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第5、認定第5号令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をしました。

日程第6、認定第6号令和3年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第6、認定第6号令和3年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をしました。

引き続き、日程第7、認定第7号令和3年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第7、認定第7号令和3年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をしました。

日程第8、認定第8号令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第8、認定第8号令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第9、認定第9号令和3年度吉賀町水道事業会計決算認定について討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第9、認定第9号令和3年度吉賀町水道事業会計決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をしました。

---

## 日程第10. 議案第55号

○議長（安永 友行君） それでは引き続き、日程第10、議案第55号令和4年度吉賀町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第55号令和4年度吉賀町一般会計補正予算（第3号）であります。

令和4年度吉賀町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億2,238万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の補正は、「第5表地方債補正」による。令和4年9月29日提出、吉賀町長岩本一巳。

おめくり頂きまして、第1表は、歳入歳出予算補正のまず歳入でございます。

款10地方交付税、項1地方交付税、35億9,330万5,000円に3万4,000円を追加し、35億9,333万9,000円、款14国庫支出金、項2国庫補助金、5億7,141万3,000円に466万6,000円を追加し、5億7,607万9,000円、款21町債、項1町債、8億4,114万6,000円に430万円を追加し、8億4,544万6,000円、これに伴います歳入合計76億1,338万1,000円に900万円を追加し、76億2,238万1,000円となるものでございます。

2ページは歳出でございます。

款11災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、今回新たに900万円を補正いたしまして、これに伴う歳出合計76億1,338万1,000円に900万円を追加し、76億2,238万1,000円となるものでございます。

第5表は地方債補正でございます。起債の目的、1災害復旧債、補正前の限度額360万円、今回補正後におきまして、790万円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前後で変更ございませんので、お読み取りを頂きたいと思っております。

これは冒頭の御挨拶で申し上げました、町道初見河津線の災害復旧に早急に取りかからなければならない、その経費でございます。

事項別明細書以降につきましては、事業を担当いたします建設水道課長のほうから御説明申し

上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） そういたしますと、議案第55号令和4年度吉賀町一般会計補正予算（第3号）について、説明をさせていただきたいと思ひます。

7ページをお開き頂きたいと思ひます。

それから、資料につきましては、つけております位置図等の地図ではございますけれども、位置関係等を示しておりますので、御覧を頂きたいというふうに思ひます。

3の歳出でございます。11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費、目の2道路橋梁災害復旧費でございます。右に見ていただきまして、004現年補助災害復旧事業費、700万円でございます。

先ほどから町長も説明をしておりますけれども、今回台風14号におきまして、町道初見河津線、県道から約1.8キロ入った辺りの谷を超える部分が、山からの異常出水によりまして、谷水を流しておりました暗渠溝が詰まりました。これにより路面に出水をし、その水が路肩でございました石積み溝を崩壊させました。

併せて土体も崩壊をさせたため、現在舗装の道路部分は残っておりますけれども、空洞になっておる状態ということで、非常に不安定で危険な状態ということで通行ができないということがございます。金山谷の地区の皆様、それから河津の地区の皆様につきましては、現在、林道の河津折元線を利用させていただいているという状況でございます。

この災害復旧でございますけれども、本来ですと、2か月の範囲で国の査定という作業が入ってまいります。この査定を受けまして、工法の確認、それから申請額等を決めていくわけがございますけれども、緊急を要する場合に、この査定を経ずに、直接国土交通省と協議を行い、施工できるというルールがございます。

現在、このルールを使用いたしまして、県・国と協議を行っているという状況でございます。これが整いますと、直ちに工事が施工できるというふうに考えておりまして、こうしてこの1件だけではございますけれども、急遽、補正予算を組ませていただいたという内容でございます。

下に行きまして、005でございます。測量設計委託料でございます。

これも、その工事に係ります設計の委託料というふうに考えているところでございます。

戻っていただきまして、6ページでございます。

歳入でございます。主なものは、14款国庫支出金でございます。2項国庫補助金でございます。災害復旧費国庫補助金でございます。国の補助につきましては、3分の2補助ということになっております。激甚等がありますれば、それに上がりまして、補助率も上がってまいりますけれども、現在計上させていただいております金額につきましては、3分の2の金額を設定させ

ていただいているというところがございます。総額といたしましては900万円でございますので、それに見合う金額を歳入として上げさせていただいているというところがございます。

それから、前後いたしまして申し訳ございませんけれども、今後の工事の見通しでございます。

河津折元線が非常に山の中を通っております。標高の高いところを通過しております、雪が降りますと、やはり積雪もかなりのものが想定をされるということになっております。今年の天候につきましては、ラニーニャ現象がまだ起こっている、続いているということがありまして、この冬も見立てによりますと、非常に厳しいものがあるのではないかとということになっております。

雪が降りますまでに、積雪が観測されますまでには、何とか工事のほうを完了していきたいということで、年内をめどに、町としましては国との協議が整いましたら、直ちに工事を実施していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を許します。質疑はありませんか。10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 今、説明の中で、国のほうの調査が2か月ぐらいの間にあるというお話でしたが、小さい谷とか人家があるところで、台風等、今からどんどん来るかと思うんですが、谷が埋まるとして、それが人家にまた水が浸入するという状況のところがありますけれども、その辺のところは国の調査が済まない、工事は進行しないということなんですか。

それとも、今のような感じで、早めに町のほうで対応できるというようなことになるのか、その辺のことをちょっとお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

町長が当初報告をさせていただきました速報値でございます。この数字につきましては、現在もどんどん増えている状況でございます。沢等もかなり埋塞をしております。

そうした部分につきましては、本災、つまりは国の補助金を頂くだけの採択の基準等々に満たしていないところがほとんどでございます。そういった分につきましては、町のほうで直接工事をしていくというふうに考えているものでございます。

まだ全容がつかめておりませんので、予算計上等させていただいてはおりませんが、全容がつかめましたら、予算計上等も早急にさせていただきながら、そういったことも検討させていただきながら、直ちに工事が入れるような形で対応してまいりたいというふうに思っておりますので、町が直接対応する部分については、なるべく早く迅速に対応していきたい。

それから、今現在、水路等もかなり埋塞をしております。この部分について、田んぼのほうが終わっておりますので、急がないというものがほとんどでございますけれども、中には生活水等

に利用されているという、そういった地域もございます。そういった部分につきましては、可能な限り予算の範囲で、こちらで迅速に早期に対応しているという状況もございますので、御了解頂きたいと思えます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 今の、もう少し詳しく聞きたいんですが、このたびは風よりは雨が多かった。それで、かなり山からでも土砂が流れて、先ほどのように水路へ、自分方の普通の水路に上がって、それが水が流れないから冠水して出たと、こういうところかなりあるかと思えますが、また次に台風が来るか、大雨が降るか分かりませんので、いつ頃、早急にというのもあれですが、今全部見て回っておられるんですか。

それとも、いや、それぞれの個人の、個人なり近所と、うちのこの辺がこういうふうになっているが、というふうなことを聞かれて、行って確認されてということですか。全部回るの、なかなか大変かと思うんですけど、そういうふうなことがあったら、それに対応していく。

それから、なるべく早くというのは、なるべくがどのぐらいかよく分かんませんが、無理なことかも分かりませんが、とにかく自分ではできないから、業者さんにやってもらうということになると思いますが、ちょっとその2つ。

要するに、全部回り切れん、ちょっと無理かと思うんだけど、もしうちのこうじゃったというのがあった場合は、それは受け付けてもらう。全部回られたらいいんですよ。それ、恐らく小さいとこ、特に山寄り、山の水が土砂が出て水路を埋めておる。そして、雨降ったら、その上を通過して、一部床下ぐらい行ったりとかもあったようなんですが、ちょっとその説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきたいと思えます。

今現在、調査をしているというふうにお答えをするしかないかと思っておりますけれども、それにつきましては、こちら側から確認をして歩いたもの、それから、通報を聞いて確認をしに行ったもの。特に、今回は全域、町の地図から考えますと、東側から南側という辺りが、かなりの出水があったということでございますけれども、基本的には全域、出水がございました。

そういう状況でございますので、非常に範囲が広がるございます。厳しい範囲というのは、そういった部分でございますけれども、やっぱり全体的なものがございます。

町のほうから、被災があった場合には報告くださいと、そういう今回は特別に調査も行っておる関係がございましたので、情動的にはどんどん集まってまいります。それについて、やっぱり一応確認をする作業もございまして、そういった部分で数量等、それから状況等を確認をして

歩いているというのが今の状況でございます。

それから、対応の方法についてでございますけれども、いろいろございまして、谷からの出水、それから、冠水等によって田んぼ、それから、いろんなところがジャコウが入ってきた、いうものもでございます。

今、松蔭議員がおっしゃられました分につきましては、家の周りということになりましょくけれども、家の周りということになりますと、また非常に難しい問題がございます。個人様のお宅というところもございまして、そこまでこちらとして細かく手当てができるのかということになりますと、非常に難しいかな、と。

基本的には、谷からのジャコウが出ている。それから水路が詰まっている。こういった部分については、こちらが把握する範囲、可能な範囲で作業していきたいというふうには考えておりまして、今その集約をしておる。そして、金額等を積算をしているという状況でございます。

できるだけ早くというふうに申しましたのは、そういったものを早く集計をして、できるだけ金額を見積もって、その部分については、補正をさせていただかない限り工事ができませんので、そういった部分を迅速にさせていただいて、できるだけ早く工事に着手をしたいというふうに考えておるものでございまして、いつ頃かというふうに言われましても、なかなか私のほうから答えられないということでございます。早く早く情報収集をして、全体の形を出していきたいというふうに考えておるとこでございます、御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今の分ですが、この原因が、暗渠が詰まるということで御説明頂きました。暗渠に対する対策を今度の設計の中でどのような形で検討されているのか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

現場にございます暗渠の径が、ヒューム管の330センチの径でございます。今現在、流量計算等を行っております。その結果は、300ではちょっと足りないなというところございまして、災害復旧工事といいますのは、原形復旧が基本になってまいります。

そうなりますと、現在の設計では、人間が入って、作業員が入って作業できる範囲が最低600というふうに決められておりまして、こちらとすれば600が理想だと思っておりますけれども、災害復旧で今ああして国と協議をいたしますと、やはり原形復旧が原則であるというところで、その部分をどれだけ大きくできるかというところが、今協議の集中の的になってございます。

この辺のところクリアできますと、ぽんぽんと進んでまいりまして、協議のほうも整うかな



というところをごさいますして、議員おっしゃいますとおりに、ここが核心の部分でございます。どうしていくかというところも必要になってまいりますけれども、こちらとすれば迅速に工事を進めていきたいということで、早く整えたいというところもございます。

単費対応ということも考えながら、今後、埋塞をしない、閉塞しないような形のものも考えていきながら、早期に復旧できるような形で協議が整えばというふうに考えておるところでございまして、今協議中ではございまして、なかなかどういったことになるかということが見通せない状況でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第10、議案第55号令和4年度吉賀町一般会計補正予算（第3号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

### 日程第11. 同意第3号

○議長（安永 友行君） 日程第11、同意第3号吉賀町教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、同意第3号吉賀町教育委員会委員の任命同意についてでございます。

下記の者を吉賀町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

記。住所、吉賀町□□□□□□□□。氏名、山吹幹枝。□□□□□□□□□□生まれ。

令和4年9月29日提出、吉賀町長岩本一巳。

提案理由でございます。

吉賀町教育委員会委員であります椿幸子氏の任期が、令和4年11月11日をもって満了するため、次期委員を任命しようとするものでございます。

今回のこの同意案件に併せまして、先ほど申し上げました山吹様の略歴書の添付もさせていただいております。

少し私のほうから、御説明なりをさせていただきたいと思います。

氏名、生年月日、住所につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

略歴でございます。御本人さん御了解の下、本日公表させていただくものでございますが、学業を修了されまして、1976年、昭和51年から1986年、昭和61年まで、双葉保育所におきまして保育士として勤務をしていらっしゃいます。

その後、2007年、平成19年から、ここにあります2009年、平成21年以降のところでございますが、町内の小中学校、具体的には柿木中学校、朝倉小学校、六日市小学校、それぞれ支援員として勤務をしていただいております。

さらに、2014年、平成26年からは現在に至るまで、双葉保育所で同じく保育士として勤務をしていらっしゃる方でございます。

それから、2002年、平成14年から2010年、平成22年までの間につきましては、主任児童委員としても御活躍をしていただいている方でございます。

以上のような経歴をお持ちの方でございまして、保育をはじめ、教育に関して高い識見を有する方であります。

したがって、教育委員として適格な方であるという判断の下に、本日、任命同意を求めるものでございますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、提案者の提案理由の説明は終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、討論に移ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第11、同意第3号吉賀町教育委員会委員の任命同意についてを採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、日程第11、同意第3号吉賀町教育委員会委員の任命同意については同意することに決定をいたしました。

---

### 日程第12. 閉会中の継続調査について

○議長（安永 友行君） 日程第12、閉会中の継続調査についてを議題とします。

経済常任委員長、また広報広聴常任委員長から、会議規則第75条の規定に基づいて、お手元に配付したとおり、閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りをします。申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

---

### 日程第13. 議員派遣の件について

○議長（安永 友行君） 日程第13、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配付したとおり、3件の研修会へ議員を派遣したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よってお手元に配付したとおり、議員派遣することに決定をいたしました。

ここで、町長より発言を求められております。これを許可します。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、本定例会の閉会に当たりまして、3点について私のほうから申し上げまして御挨拶とさせていただきますと思います。

まず1点目は、上程をさせていただきました議案等についてでございます。

本定例会に執行部側から提案をさせていただきました全ての議案につきまして、可決あるいは承認の議決を頂いたところでございます。誠にありがとうございました。

また今回も毎回のことでございますが、議案審議あるいは一般質問の中で、大変多くの貴重な御意見、あるいは大変厳しい御意見も頂いたところでございます。このことにつきましては、今後の事務執行におきまして、反映をさせていただきたいというふうに考えております。

それから2点目は、旧六日市学園についてでございます。

これまでの様々な情勢の変化を踏まえまして、従前の方針を変更して、みなし法人から補修後の施設を譲り受けまして、地域再生推進法人が施設運営をしていく形にする旨を、去る7月4日でもございましたが、開催されました全員協議会の場におきまして表明したところでございます。

これに対しまして、議会におきましては16日の本会議で、旧六日市学園施設の利活用に慎重な対応を求める決議案が可決をされました。さきの全員協議会で方針変更を表明して以降、役場におきましては、根幹となります地域再生計画の申請や、もろもろの諸手続事務に着手をしております。

また、みなし法人側に対しましても、方針変更をお伝えをし、補修工事に向けた事務を進めておられると思っております。

さらに地域におきましても、一般社団法人の組織化に向けて、住民有志の皆さんが準備を着々と進めておられるという状況でもございます。

今回の決議の趣旨は、これまでの御議論から私なりに整理をいたしますと、大方の議員の皆さんにつきましては、方針変更したこの計画自体に多くの異を唱えるものではなく、事業を進めていく中で、その都度そのたびそのたびのところで適切に対処することを求めるものであるというふうを受け止めました。そのことが、この決議書にあります「慎重な判断」という言葉に込められている、そういうふうには受け取っておるところでございます。

私といたしましては、熟慮を重ね、たどり着いた結論として、全員協議会で方針変更を表明させていただきました。今回の議会決議を真摯に受け止めまして、議員の皆さんが感じておられる不安要素を一つずつ払拭し、今回の計画が成就できるよう努めてまいりたいと思っております。

そして、状況を見ながら、当然のことでございますが、全員協議会等開催をさせていただいて、最新の情報を議員の皆様にもお伝えをさせていただき努力をさせていただきたいというふうに考えております。

引き続き地方創生アドバイザーとして御就任頂きました吉長先生や、準備しておられます全ての関係者の皆さんとも連携を密にいたしまして、この施設が健康増進や地域福祉の向上、さらに、にぎわいの創出にも寄与していけるものとなるように取り組んでまいりますので、どうかよろしくお願いいたします。

最後3点目につきましては、マイナンバーカードにつきまして、繰り返しでございますが、お願いを含めて申し上げておきたいと思っております。

今回の議会一般質問の中でも答弁させていただきましたが、国からの要請もございまして、現在、町民の皆さんに対して手続きの勧奨をしているところでございます。

役場におきましては、既に正規職員の申請率は100%、現在は、その扶養者と会計年度任用職員の申請率を上げるお願いをしているところでございます。

ここ数か月で、当町の申請率並びに取得率は伸びておりますが、全国平均と比較いたしますと、まだまだ低い状況でございます。その状況に変わりはありません。この状況を変えていくためには、町民の皆さんお一人お一人が手続きをしていただく以外に、そのすべがないわけござい

ます。

こうした中、先般の新聞報道では、2023年度、令和5年度でございますが、創設し、自治体に配分する予定のデジタル田園都市国家構想交付金の一部について、住民のカード取得率が全国平均以上でなければ、この交付金自体の受給を申請できない仕組みにするという趣旨の発表記事がございました。

6月の段階では、総務省は自治体の財源不足を補う地方交付税について、取得率に応じて配分額に差をつける方針を表明をしていたところでございます。恐らく私の考えでは、これに代わる代替案ではないかというふうに感じているところでございます。手法がどうであれ、全国平均以上の申請率、それから取得率が求められるということは間違いございません。

町といたしましては、引き続き町民の皆さんに対して手続きの勧奨を行ってまいります。議会におかれましても、申請もしくは取得されていない方がもしおられましたら、御家族を含め、早急に手続きを取っていただきまして、申請率並びに取得率の向上に、ぜひともお力添えを頂くことをお願いをしておきたいと思っております。

以上をもちまして、今定例会の閉会に当たっての御挨拶なり、お願いにさせていただきますと思います。どうかよろしくお願いたします。ありがとうございました。

---

○議長（安永 友行君） 以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。これで会議は閉じます。

令和4年第3回吉賀町議会定例会を閉会いたします。御苦労でございました。

午前10時11分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員